

今年は役員改選の年です！

「農業と農協の発展のために」立派な役員を選出しましょう

役員は、法的には組合員から組合の運営について、あるいは監査機関として委任を受けた人であり、委任の本旨に従って、善良なる管理を行う義務を負うものですが、その職責の重大性に鑑み、役割を十分に果たしていくためには、何よりも農協のあり方について深い理解を持つとともに、人格を備えた人が選ばれることが大切です。

役員選出にあたっては、下記のとおりモラル基準を設けています。

- 一. J A種子屋久の役員を選出にあたっては、農協法、定款、規約の規定を遵守する。
- 一. すべての組合員と一緒に協同活動に積極的に努力する人を選出する。
- 一. 自らJ Aの事業を利用し、率先実行する行動力のある人を選出する。
- 一. 組合員の財産を安心して任せられる私利私欲のない道義心の高い人を選出する。
- 一. 組合員を差別しない公正な人を選出する。
- 一. 選出にあたり、金銭・物品等の供与や供応接待等J Aの体面を汚すような行為をした候補者は選出しない。
- 一. 選出にあたり、反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有している候補者を選出する。
- 一. 利害関係を利用して選出を誘導するような行為をした候補者は選出しない。

<推薦願いの申出について>

○届出期間

平成31年4月1日（月）から4月5日（金）
（受付終了時刻 午後5時）

○届出場所

中種子地区 企画管理部・経営企画課
西之表地区 西之表支所・組合員課
南種子地区 南種子支所・組合員課
屋久島地区 屋久島支所・組合員課

※詳しい内容につきましては、3月中旬に正組合員へ通知いたします。

